

第4章 青森県の裁判員裁判

第1節 青森県の裁判員裁判（2010年）

岩崎和成

はじめに

裁判員制度も2年目に入り、10月末までに全国で7703人の一般市民が裁判員に選任されました。この時点での終局人員は1363人となっており、ほとんどが有罪の判決を受けました。来年の候補者も発表され、候補者名簿に記載されるのは全国で31万5940人、青森県で3250人となります。これは県内で、357人に1人が選ばれるということです。裁判員制度は最近でも、少年への死刑判決や死刑場の公開などでマスメディアをにぎわせています。

今回の報告では裁判員制度の基本事項を今一度確認したのち、青森県内で行われたこれまでの裁判員裁判を改めて見直していきたいと思います。なお、各事件については東奥日報新聞に依拠した内容で、2010年までの情報となっています。

1. 司法制度改革

戦後に行われた司法制度改革によって司法制度は大きく変わりました。その中身は、裁判所法や検察庁法の制定、大審院の廃止に伴う最高裁判所設置による司法権の独立の徹底、弁護士自治を広く認め、重要な役割の付与などがありました。そのような中で法曹一元制の採否¹などの問題が残され、1962年の臨時司法制度調査会によって司法制度の運営の適正を確保するための再検討がされました。その後は法曹関係者の自主的な改革が見られましたが、議論はなかなか進展しませんでした。

しかし、社会・経済・政治の面から司法制度の抜本的な改革を求める声上がり、1999年、司法制度改革審議会²が内閣に設置され司法制度の抜本的な改革を調査審議することになりました。審議会は13人の法学研究者や法曹関係者、その他の委員³で構成されており、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する（設置法2条1項）」ことを目的としました。2001年に設置された司法制度改革推進本部を中核機関として⁴、審議会が発表した次の3つの柱からなる司法制度改革を目指しました。

（1）人的基盤の補充

質と量の両面からの改善が提言されました。質的面では法科大学院（ロースクール）を

¹ 弁護士資格を有する者から裁判官が任命される制度。

² 司法制度改革審議会設置法にもとづく。

³ 経済界、消費者団体、労働組合等関係者のこと。

⁴ 司法制度改革推進法にもとづく。

創設し、量的面では法曹人口の大幅な増加⁵を行いました。さらに、弁護士制度や裁判官制度の改革も提言されました。

(2) 制度的基盤の整備

利用しやすい司法制度を実現するための弁護士業務の質の向上（ひまわり基金法律事務所⁶の設置など）、裁判所の利便性の向上や、国民の期待にこたえる民事・刑事司法のための裁判の迅速・充実を行う計画審理（民事訴訟法 147 条の 3）の促進や連日的開廷の確保（刑事訴訟法 281 条の 6）などの提言がされました。

(3) 国民的基盤の確立

具体的には、裁判員制度の導入などが提言されました。国民の司法参加により司法に対する理解と支持を深め、国民的基盤を得ようというものです。

2. 裁判員制度

2004 年 5 月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009 年 5 月 21 日から始まった本制度は、国民の刑事訴訟手続きへの関与による司法への理解と信頼の向上を趣旨としています。国民が裁判員となり、刑事裁判で裁判官と共に量刑などを決定します。

(1) 裁判員裁判の対象事件

対象事件となるのは死刑または無期の懲役・禁固にあたる罪や法定合議事件（裁判所法 26 条 2 項 2 号の事件）であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件⁷が原則ですが、裁判員や親族などに危害が及ぶおそれがある事件は対象からはずされる可能性があります（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 3 条）。例えば、被告人がかつて裁判官に危害を加えたことがあるような場合、裁判員にも危害を加えることが考えられるので対象から外されます。

(2) 裁判員選任手順

20 歳以上の有権者の中から（法 13 条）一年間の裁判員候補者を無作為で抽出して裁判員候補者名簿を作成し、さらに地方裁判所ごとの裁判員候補者名簿から事件ごとに候補者を無作為で抽出して選任手続きを経て裁判員が決定されます。欠格事由（法 14 条）・就職禁止事由（法 15 条）や不公平な裁判の恐れのあるものなどの不適合自由（法 17 条）にあたるものは裁判員となることができません。また、辞退事由（法 16 条）に該当する人は裁判員を辞退できます。

(3) 合議体の構成と権限

裁判官 3 人、裁判員 6 人の合議体で構成され、被告人が控訴事実を認め、当事者に意義

⁵ 2010 年ごろまでに新司法試験合格者を年間 3000 人とし、2018 年に法曹人口 5 万人の見込みとしている。

⁶ 弁護士過疎地域におかれる日本弁護士会開設の公設法律事務所。

⁷ 殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火などの事件。

がなく、裁判所が適当と認めた時には裁判官 1 人と裁判員 4 人とすることができます。有罪・無罪の決定及び量刑の判断は裁判官と同じ重みをもつものと扱います。評決は多数決で決まり、裁判官と裁判員の 1 人以上の賛成が求められます。

(4) 裁判員の義務

裁判員には公判期日への出頭義務(法 29 条・63 条)、評議での意見陳述義務(法 66 条)、公平誠実な職務執行義務(法 9 条)を負い、評議の秘密(法 70 条)や裁判員の職務上知り得た秘密の守秘義務などを負います。これらの義務に反すると、解任(法 41 条・43 条)や刑事罰⁸(法 108 条)、10 万円以下の過料(法 112 条)の制裁を受けます。

(5) 裁判員の保護規定

裁判員には旅費や日当などが支給されます(法 11 条)。他にも裁判員を保護するために、裁判員に対する請託・威迫行為の禁止(法 106 条・107 条)や雇用者の裁判員への不利益な扱いの禁止(法 100 条)、裁判員の特定ができる情報公開の禁止(法 101 条)、裁判員への接触の規制(法 102 条)があります。

3. 青森県裁判員裁判の内容

2009 年、全国初の性犯罪の裁判員裁判ということで注目された青森県の裁判員裁判ですが、2010 年に入ってから状況はどのようになっているのか。青森県内の各裁判員裁判とその控訴審についてまとめていきます。ちなみに、県内の 2010 年の裁判員候補者は 2800 人となっています。

○弘前市強盗傷害事件(3 例目)

2010 年 3 月に行われた県内 3 例目の裁判員裁判では、被告人が、一人の共犯者と共に会社員にけがを負わせて現金を奪った事件で、強盗傷害罪に問われました。青森県の裁判員裁判では初の分離公判となりました。

(1) 裁判員選定手続き

裁判員候補者の中から選定された裁判員候補者 100 人のうち、73 人に呼び出し状を送りました。このうち 35 人⁹が出頭を求められましたが、23 日午前の選任手続きには 31 人が出頭しました¹⁰。結果、男性 4 人、女性 2 人に加えて補充裁判員が男女 1 人ずつ選ばれました。

(2) 裁判員裁判—公判—

公判前整理手続きで起訴内容を大筋で認めましたが、暴行の一部を否認し被害者の顔を蹴ったかどうかという暴行内容と量刑が争点になりました。

⁸ 6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金。

⁹ 辞退が認められた理由は、70 歳以上の高齢者、重大な仕事や病気など。

¹⁰ これまでの選任手続きに出頭しなかった者には過料決定なし。欠席理由は非公開。

・公判のスケジュール

3月23日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

3月24日 第2回公判

3月25日 第3回公判

3月26日 第4回公判

判決：懲役4年6月（求刑同7年）⇒確定

・県内初の犯行映像の再生

検察側が、法廷内の大型モニターに、犯行の様子が録画された防犯カメラの映像を再生しました。これは県内の裁判員裁判では初となります。映像には、被害者がカメラの死角にいたため、顔を蹴られる様子は映っていませんでした。犯行の生々しさを伝える映像とはいえませんが、視覚的な面ではそれほど強い刺激を裁判員に与えなかったといえます。

・分離公判における犯人視の問題

全国の裁判員裁判では、裁判員に犯人視の予断を与えないために被告人の入廷前に手錠と腰縄を外します。しかし今裁判の被告人と共犯の関係にあった人物が証人尋問の証人として入廷する際、手錠と腰縄姿で入廷し裁判員の目の前で外しました。また、退廷の時は裁判員の目の前で手錠と腰縄をつけました。この事に犯人視の恐れがあるとする声があります。

・傍聴席の変化

これまでは報道・法曹関係者が傍聴席の多数を占めていましたが、今回は一般市民の姿が目立ち傍聴席には余裕があったそうです。このことについて法曹関係者は「裁判は国民の監視があってこそ。本来あるべき姿に近づいている」、被告人の弁護人は「一般市民の傍聴者がいることで、弁護人や被告人にも良い緊張感が生まれている。被告人は緊張しながらも裁判で丁寧話したと思う」としました。

・裁判員の様子

第一回公判では防犯カメラの映像をじっと見つめ、検察官の説明に耳を傾け犯行の状況を見極めようとしていました。第二回公判において、共犯者が手錠・腰縄をつけられる様子をまじまじと見ていたそうです。また、被告人の勤務する会社の代表、証人である被告人の母親と事件の目撃者にいくつかの質問もしました。裁判員の提案により、共犯者は被告人と被害者の位置関係を説明するのにモニターを使用しました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は、証拠の防犯カメラの映像は不鮮明で被害者のけがは完治の可能性が高く、犯行は計画的ではなく凶器を使用していないこと、示談の成立、反省していること、母親が監督を約束したことをあげて執行猶予付きの判決を主張しました。検察側は、証人が蹴るのを目撃し、防犯カメラの映像をあげ、被害者は顔を骨折し財布を奪われ仕事に支障があったとし、さらに被告人は無関係者である被害者に抵抗できなくなるまで暴行を加え、こ

れまでも暴行事件などを起こしていることから徹底的な教育が必要として懲役7年を求めました。

・判決

裁判長は少なくとも1回は蹴ったとし、年下の共犯者の誘いに乗って遊ぶ金欲しさに犯行に及び、被害者に執拗に暴行を加えたが、被告人が反省の態度を示している事などから求刑は相当でないとして、懲役4年6月を言い渡しました。また、「世の中にはしてよいことと悪いことがあると自覚してほしい。刑務所で自分を見つめなおし、社会復帰に向け、まじめに勤めて」と被告人に語りました。その後、判決は確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

判決後の記者会見には6名全員の裁判員が応じました。6名は裁判員になることに対しては否定的ではありませんでした。ただ、証人の共犯者が裁判員の目の前で手錠・腰縄を外されたことに対して特別視をしない裁判員がいる一方で、「手錠を掛けられた共犯者を見ると、犯罪者なのかなという感じがする」、「被告人もこういう姿で法廷につれてこられたと思った」と語る人もいたことから、共犯者の犯人視が裁判員裁判の被告人の審理に影響する可能性は十分にあるといえます。今回の被告人の共犯者はまだ判決が出ていませんでしたが、逆に有罪判決の出た人物の共犯者に対する裁判員裁判にもかかわる問題といえます。無罪推定の原則がしっかりと守られるかどうかが気になるところです。裁判員の義務である守秘義務については、その範囲について説明を受け苦痛とは思わないという声がありました。

裁判員の中には育児中の女性が2人おり、「4日間連続して審理に出るのは主婦として大変。かといって審理を1カ月後に先延ばしされても困る」、「選任手続きが終わった翌日から審理が始まるのが理想」と話しました。

ちなみに、県内で初めて会見後の記者クラブ¹¹主催の補足取材にはだれも応じませんでした。

○藤崎町運転致傷事件（4例目）

県内4例目となる裁判員裁判は、県内初の交通関係の事件となります。被告人が信号を無視して右折しようとしたところ、死傷者を1人ずつ出す事故が起きました。この事故で被告人は危険運転致死傷罪に問われました。

(1) 裁判員選定手続き

今事件の裁判員候補者100人から66人に呼び出し状を送りました。裁判所に来るように要求したのは36人¹²で、選任手続きには28人が出席しました¹³。選ばれた裁判員は5人が男性、1人が女性となります。補充裁判員は2人でした。

¹¹ 公的機関などを継続的に取材するジャーナリズムたちによって構成される「取材・報道の為の自主的な組織」。(日本新聞協会HPより)

¹² 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

¹³ 欠席理由は非公開。過料の決定なし。

(2) 裁判員裁判—公判—

裁判では右折時の速度と量刑が争点になりました。事故の鑑定結果をいかに分かりやすく裁判員に伝えるのが注目されました。

・公判のスケジュール

4月19日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

4月20日 第2回公判

4月21日 第3回公判

4月22日 第4回公判

判決：懲役5年6月（求刑同7年）⇒確定

・鑑定結果の説明に対する裁判員の戸惑い

事故鑑定人に対する証人尋問では事故車両の解析図や模型を使用し、難解な専門用語を避けるといった努力が検察・弁護側に見られました。しかし鑑定人の説明に「車体の変形によって吸収されるエネルギー量」、「変形量から速度を割り出す」などの物理学や工学の用語が用いられ、事故の細部状況の話になると、裁判員が首を捻る様子が見られました。それまで積極的に質問をしていたらしい裁判員も、鑑定人に対する質問はなく、裁判長が鑑定人の説明に「わからない」と首をかしげる場面もあったそうです。科学的なデータ中心の鑑定結果をいかに簡単に裁判員に伝えるか、という問題が出てきました。

・証拠の追加請求

事故鑑定人の事故状況に関する証言を裏付けする事故車両写真を、検察側は証拠として公判中に追加請求しました。公判前整理手続きでは事故状況には争いがなく、細部は問題にならなかったそうです。請求は裁判長の職権により証拠採用し、鑑定人を再び出廷させ再尋問しました。裁判長は「証拠があれば、客観的に判断するのに確かめたい。裁判所に職権で採用して調べる」と語りました。

弁護側は「検察側の立証が不十分であったということ」や「私たちはルールに基づいて裁判をやっている。公判前整理手続き後、証拠は出せないのが原則。ルール違反と言わざるを得ない」と証拠採用に反発しました。これは公判前整理手続きの意味が問われる問題であるといえます。

・検察・弁護側の主張

弁護側は、運転速度は時速30キロを超えておらず、和解や示談が成立し賠償金も支払っていることや、他にも被告人が深い反省をしており謝罪感情を持っていることから執行猶予付きの判決を求めました。検察側は、時速は約40キロであり2人の死傷者という結果は重大で遺族や被害者が厳罰を要求していることをあげ、さらに以前にも交通規則違反があったとし、危険かつ無謀な運転だったとして懲役7年を求めました。

・判決

判決では鑑定の結果を「信頼性は揺るがない」と結論付け、さらに弁護側の主張を不自

然として争点の運転速度は時速約 40 キロと認定しました。しかし、被告人が救護活動や 110 番通報した事、反省の態度から「検察側が求めるほどの長期の刑は相当でない」として 5 年 6 月を言い渡しました。判決はそのまま確定となりました。

(3) 裁判後の記者会見

公判後の会見と記者クラブ主催の補足取材には男女 4 人の裁判員が応じました。取材に参加した裁判員は、速度よりも赤信号の無視を重要と感じたそうです。裁判員は争点となった速度に時間を取られた審理に違和感があり、市民の感覚と実際の裁判の差異の例といえるでしょう。ある男性裁判員は「速度が争点になっている事には納得いかなかった」と話しました。また、交通事故に関わる事件を扱うことに対しては、身近な問題として審理に臨んだそうです。

弁護側の記者会見では「今回の様な専門的な事件は裁判員裁判になじまないのではないか」、「検察官の証拠の出し方が雑だ」、「裁判官の訴訟手続きにも非常に疑問を持つ余地がある」、被告人質問時に被告人の証言を裁判官が疑い否定するような発言をした場面は「裁判官主導型の裁判員裁判という気持ちがぬぐいきれない」と語り、裁判員裁判の問題点が目立つ事件でした。

○弘前市現住建造物等放火未遂事件（5 例目）

5 例目はアパートの自室で火を付け建物を放火しようとしたが、布団などを焼くにとどまって現住建造物等放火未遂に問われた事件です。

(1) 裁判員選定手続き

候補者名簿から抽出された 80 人のうち 60 人¹⁴に呼び出し状を送りました。そしてその中から事前の辞退が認められた人¹⁵を除く 27 人に出頭を要求しました。選任手続きに出頭したのは 25 人です¹⁶。そうして男性 4 人、女性 2 人の裁判員と補充裁判員 2 人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認め、量刑が争点となりました。冒頭陳述では弁護・検察側共に被告人が心神耗弱状態であることを指摘し、審理で争点となったのは責任能力と量刑への影響となります。県内では今回の事件で初めて、公判中に裁判員の発言はありませんでした。

・公判のスケジュール

5 月 18 日 午前：選任手続き、午後：第 1 回公判

5 月 19 日 第 2 回公判

5 月 20 日 第 3 回公判

判決：懲役 3 年、保護観察付執行猶予 5 年（求刑同 3 年）⇒確定

¹⁴ 法令上の辞退による人を除く。

¹⁵ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

¹⁶ 欠席理由は非公開。

・被告人の精神状態

冒頭陳述によると 10 数年前から統合失調症の症状である幻聴や被害妄想に悩まされていた被告人は、治療を続けていました。事件時は善悪を判断し、自己をコントロールする能力が低下していました。

・供述調書で「犯人」

アパート住人の供述調書を読み上げる際、被告人を犯人と記述したとおりに弁護側と検察側が読み上げるということがありました。検察側は犯人視の影響はないとしています。そして検察が調書を意識して読むことによる恣意的解釈の批判を危惧していました。裁判員に生の証拠を見てほしいという考えのようです。弁護側は被告人の名前に「さん」を付けて呼ぶなどの配慮はするが、調書の朗読は仕方ないこととしています。犯人視を注意する必要からジレンマのある問題となります。

・検察・弁護側の主張

弁護側の主張は、被告人が犯行時に心神耗弱状態であり、親族の治療協力や反省と警察への出頭をあげて必要なのは治療であるとして執行猶予付きの判決を主張しました。検察側は、被告人は心神耗弱状態だったが周辺に被害の可能性がある極めて危険な行為であり、以前も放火未遂があったとして懲役 3 年を求めました。

・判決

被告人は放火未遂により周辺住民に恐怖を与え、消火活動もしませんでした。しかし、病気や警察に出頭していること、他にも法廷で反省し謝罪しているなどの事情から「適切な治療をせず放置すれば再び過ちを犯す可能性がある。親族の支えだけでは限界があり、公的機関の援助のもとで、治療の道筋をつけるべきだ」として、懲役 3 年、保護観察付きの執行猶予 5 年を言い渡しました。その後は控訴もなく、判決が確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

青森地裁主催の記者会見には 1 人も応じませんでした。東奥日報の取材に応じた裁判員経験者の男性は、一般市民が統合失調症者を裁くことに戸惑いを感じたそうです。「病気だけが原因で犯行に至ったのか。精神的なことは本人にしか分からない。他人が分かろうとしても限界があり、裁くのは難しい」や「責任能力や心神耗弱といった言葉の意味は、裁判官がかみ砕いて説明してくれた」と語りました。この男性は、記者会見を他の人がやりたくないという雰囲気の中で一人応じるのは精神的負担を感じたそうです。

○八戸市強制わいせつ致傷等事件（6 例目）

被告人は、車内で女性に乱暴しようとして未遂に終わり、逃げた女性にわいせつな行為をしようとしてけがをさせ、強制わいせつ致傷と強姦未遂に問われました。

(1) 裁判員選定手続き

当初裁判員候補者は 100 人となっていました。辞退希望者が多く 30 人を追加して 130 人となりました。この中から 85 人に呼び出し状を送りました。出頭を求めたのは 33 人¹⁷です。最終的に選ばれた裁判員は男性 2 人、女性 4 人です。補充裁判員は 2 人でした。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を全面的に認め、争点は量刑となります。

・公判のスケジュール

6月14日 選任手続き

6月15日 第1回公判

6月16日 第2回公判

6月17日 第3回公判

判決：懲役3年6月（求刑同5年）⇒確定

・初の被害者参加制度

県内裁判員裁判で初めて被害者参加制度¹⁸が適用され、初公判には証人として被害女性が出廷しました。被害女性は証言台に立つのは負担だったそうですが、正しく裁いてほしい、自分で確かめたいという思いがあったそうです。

被害女性に対する配慮として、裁判長が被害者と言い換えたり、被告人や傍聴人から見えないようについでを置いたり、被害者のプライバシーや心情に配慮がされました。ついでの中にはモニターの据えられたテーブルがあり、付添人と代理人の弁護士の3人が座りました。調書を読み上げる際にも被害者が事件を思い出すような表現を避けたり、読み上げずにモニター¹⁹に内容を写したりしました。

被害者の代理人弁護士が、心の傷は計り知れなく懲役8年を望むとの求刑意見を述べ、被告人質問では犯行動機や心境を質問しました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は損害賠償と慰謝料を支払い、再犯しないと誓約していることから執行猶予付きの判決を求めました。検察側は犯行が自己中心的で大きな恐怖と屈辱を被害者に与え、被害者が厳罰を要求していることから懲役5年を主張しました。

・判決

犯行を被害者の気持ちを無視し卑劣とし、被害者に2度と近づかずに更生を誓っていることを考慮して懲役3年6月を言い渡しました。裁判長は判決理由で、被告人が一方的な好意で犯行に及んだのは身勝手に心の傷は軽視できないが、犯行に計画性はなく被告人はまじめに働いており社会復帰のために長期の刑は相当でないとしました。判決はそのまま確定しました。

¹⁷ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

¹⁸ 一定の犯罪の被害者などが、公判期日に出席し、被告人質問などを行い刑事裁判に直接参加する制度。法定代理人や被告人質問などを委託された弁護士も参加できる。（法テラス HP より）

¹⁹ 裁判員の手元のモニターのこと。黙読してもらう措置。

(3) 裁判後の記者会見

公判後の裁判員の記者会見には女性 2 人が応じました。2 人は被害者から直接意見を聞き、その表情を知ることができたと述べ、被害者参加制度を被告、被害者双方の考えを聞いたうえで審理できたと評価しました。被害者代理人の求刑意見や裁判所の量刑に関するデータより、調書や話を聞いて量刑を決めたそうです。

○弘前市強盗傷害事件 2 (7 例目)

県内 3 例目の裁判員裁判事件の共犯者の裁判で、被告人は強盗傷害罪に問われました。

(1) 裁判員選定手続き

候補者名簿から 80 人を抽出し 57 人²⁰に呼び出し状を送り、33 人²¹に出頭を求めました。出頭したのはこのうち 29 人となります。裁判員男性 1 人、女性 5 人と補充裁判員 2 人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認め、争点は量刑のみになりました

・公判のスケジュール

6 月 22 日 午前：選任手続き、午後：第 1 回公判

6 月 23 日 第 2 回公判

6 月 24 日 第 3 回公判

判決：懲役 3 年（求刑同 5 年）⇒仙台高等裁判所へ控訴

・検察・弁護側の主張

弁護側は暴行を主導したのは共犯者で、被害者との和解があつて深い反省と後悔をしていることから執行猶予付きの判決を求めました。検察側は事件全体の責任があるとして懲役 5 年を求めました。

・判決

判決では裁判長は被告人が共犯者を誘い事件のきっかけをつくった責任は重く、被告人の弁解は不自然で反省が十分でないとして懲役 3 年を言い渡しました。裁判長は判決理由で、遊ぶ金欲しさの身勝手な動機で暴行は危険で執拗なことをあげ、共犯者と終始行動を共にし、お金も取っているとして弁護側の主張を信用できないとしました。その後、被告人は仙台高裁に控訴しました。

(3) 裁判後の記者会見

²⁰ 法令上の辞退が認められた人を除いた人数。

²¹ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

裁判閉廷後の記者会見には裁判員を務めた男女2人と男性補充裁判員1人が会見に応じました。女性裁判員経験者は職場によって有給休暇の認定の仕方にばらつきがあり、「裁判員休暇」のような統一した法制度の充実を訴えました。

○青森市現住建造物等放火事件（8例目）

自宅の自室でライターを使用し毛布に火を付け、天井などを焼いて現住建造物等放火罪に問われた事件となります。

(1) 裁判員選定手続き

今回の事件では候補者を80人選んでいましたが、選任手続きに影響が出ないようにするために30人を候補者に追加しました。73人に呼び出し状を送付し、35人²²に出頭を求めましたが、30人が姿を現しました。裁判員男性5人、女性1人と補充裁判員2人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認めました。知的障害による心神耗弱状態だったことにも争いはなく、量刑が争点となりました。

・公判のスケジュール

7月13日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

7月14日 第2回公判

7月15日 第3回公判

判決：懲役1年6月（求刑4年）⇒仙台高等裁判所へ控訴

・裁判官が被告人を励ます

公判では裁判員が被告人に、治療内容や社会復帰後にどう暮らすのか質問がでました。裁判員が被告人を励ます発言もあり、裁判官も「20歳も超えている。頑張って親を支えてください」と励ます場面がありました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は、犯行の危険性を被告人が十分に認識してなく、被告人が治療の必要性を理解していることから執行猶予付きの判決を求めました。検察側は被告人が部屋を燃やす意志があり、その動機は身勝手な上に近隣への危険があったことをあげ、被告人の治療環境も不十分なことから懲役4年を主張しました。

・判決

住宅密集地での放火は危険と、懲役1年6月を言い渡しました。判決理由は放火が自室の一部を焼くのみで、心神耗弱状態だったなどの点は情状酌量としましたが、近隣に恐怖

²² 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

と不安を与え、被告人が行為の重大性をして反省する必要があるとしました。被告人の家族の体調不良により更生を支える環境が整っておらず、被告が刑務作業で社会性を身につけ、家族が被告の社会復帰に備えることを期待すると述べ実刑としました。判決は仙台高裁に控訴となりました。

(3) 裁判後の記者会見

地裁での記者会見と補足取材に応じたのは男性4人となりました。「被告の精神状態の判断が絡み、難しかった」、「かわいそうという思いが強く、苦しかった」、「被告が自分の力で生きていけるようになってほしい、という思いが一番だった」と語りました。市民が精神状態の判断をする審理は難しいことが伺えます。

○八戸市強姦致傷等事件（9例目）

女性に性的暴行を加えようとしてけがを負わせ、同日に乗用車を無免許運転したとして強姦致傷と道路交通法違反の罪に問われた事件です。

(1) 裁判員選定手続き

当初100人の候補者でしたが20人を追加しました。82人に呼び出し状を送り、34人²³が出頭を求められました。選任手続きには27人が出頭しました。結果、裁判員男性4人、女性2人と補充裁判員2人が決定しました。

(2) 裁判員裁判—公判—

起訴内容に争いはなく、量刑が争点となりました。

・公判のスケジュール

8月24日 選任手続き、
8月25日 第1回公判
8月26日 第2回公判
8月27日 第3回公判

判決：懲役4年6月（求刑同6年）⇒仙台高等裁判所へ控訴

・検察・弁護側の主張

弁護側は乱暴行為が未遂であり、弁償金の一部を支払い、更生の意欲があることから懲役3年を求めました。検察側は暴力や脅迫で性欲を満たそうとし、執行猶予中の再犯であったことから懲役6年を求めました。

・判決

「身勝手な気持ちを抑えきれず暴行・脅迫を加え、強姦しようとした卑劣な犯行」として懲役4年6月を言い渡しました。裁判長は判決理由で「被害者が受けた精神的苦痛はと

²³ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

でも大きく被害感情はいまだ癒されていない」としました。深夜に被告の自宅にあがったことに対して「分別ある年齢の女性の行動としては軽率であった」としました。判決はその後、仙台高裁に控訴となりました。

(3) 裁判後の記者会見

青森地裁で記者会見に応じたのは男性2人、女性1人でした。公判中に被告人が土下座したことに触れて、「びっくりしたが、精一杯の反省の表現だと思う」、「悪いことをしたという思いに対して、誠意を見せたのだろう」と発言しました。弁護側が控訴の意向を示したことに対して「控訴は被告の権利。本人の意思を尊重するべきだ」としました。

○黒石市強姦致傷事件（10例目）

女性に乱暴しようとして重傷を与え、強姦致傷罪に問われた事件です。

(1) 裁判員選定手続き

青森地裁は支障なく選任手続きを行うために、20人を追加した120人を候補者とししました。87人に呼び出し状を送り、32人²⁴に出頭を求め27人が出頭しました。裁判員男性2人、女性4人と補充裁判員2人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

起訴内容に争いはなく、量刑が争点となりました。

・公判のスケジュール

8月30日 選任手続き

8月31日 第1回公判

9月1日 第2回公判

9月2日 第3回公判

判決：懲役10年（求刑同10年）⇒確定

・被害者参加制度

公判に被害女性は出廷せず、代理人弁護士は「被告に攻撃的な性衝動は根深く、矯正不可能」と語り、被害女性の手紙を代読し、「悲しみより憎しみが大きい。病院で意識が戻ったときは、生きていたことがうれしかった。被告は県内からいなくなって欲しい」などという内容を法廷で発言しました。また、求刑意見では「刑法上可能な限り最長の刑を望む」としました。

・県内初の実物証拠

公判では検察側が被害者の血だらけの衣服を裁判員に公開しました。白い手袋をはめた男性検察官が裁判員の席に歩み寄り、生々しく残った多量の血痕を示したところ、実物の

²⁴ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

証拠を見た裁判員はうつむき、法廷内は張り詰めた雰囲気になったそうです。検察側は実物の証拠の開示に対して、被告人が性犯罪の前科があり被害者に重傷を負わせたことをあげ、適正な処罰のために被害の程度がどれだけだったのか裁判員に体感してほしいと話しました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は犯行が未遂で最悪の状況は回避され、被告人が弁償の為に社会復帰を望んでおり更生できるとして、更生に適切な判決を求めました。検察側は犯行が、計画的で執拗な暴行や証拠隠滅を図ったことをあげ悪質とし、被害者が重傷を負った結果は重大であり、被告人のゆがんだ女性像は根深いとして懲役10年を求めました。

・判決

「犯行態様は悪質で再犯のおそれは強い」として懲役10年を言い渡しました。裁判長の判決理由では「被害者を人間として扱っておらず、猟奇性さえうかがわれる」、「10年は長いと感じるだろうが、罪の重さを認識し、意味のある10年になるよう努力し続けてほしい」と話しました。判決はそのまま確定となりました。

(3) 裁判後の記者会見

青森地裁で取材に応じたのは裁判員と補充裁判員全員でした。被告人が受けた「性犯罪者処遇プログラム²⁵」について「プログラムは無意味」、「もっと社会が目を向けるべきだ」と指摘しました。実物の証拠の開示について「衝撃的だった。どんなに痛かったか、怖かったか・・・」、「写真よりも実物のほうが、ひどいことをされたことがよくわかった」と話しました。被害者の手紙を代読した場面について「代読でも十分に被害者の感情が伝わった」、「涙が出そうになった。被害者には一日も早く立ち直してほしい」と話しました。

代理人弁護士は取材に応じ、量刑に関して「15～20年が相当と感じていたため、10年でも短いと感じる。求刑意見で具体的な数字を述べれば、裁判員に分かりやすかったかもしれない」と語り、不満な結果に終わったといえます。

今回の例では、被害者側が加害者側に損害賠償を請求することを認め、有罪判決時に迅速な被害回復を図る「損害賠償命令制度²⁶」が利用されました。判決後に被害者側と被告側の主張を聴く審尋が非公開で青森地裁でありました。1日で審理を終え、青森地裁が賠償命令を出します。関係者によると、審尋には被害者の代理弁護士や被告人が出席しました。裁判員は加わっていません。

○青森市強盗致傷等事件（11例目）

集合住宅で下着を盗み、女性警官に暴行を加えて強盗致傷と公務執行妨害の罪に問われた事件です。

²⁵ 性犯罪者再犯防止のための体系的・科学的なプログラム。（法務省HPより）

²⁶ 刑事事件を担当している裁判所が、犯罪被害者等による損害賠償請求という民事上の請求についても、刑事損害賠償命令事件として審理する制度。（法テラスHPより）

(1) 裁判員選任手続き

裁判員候補者 78 人に呼び出し状を送り、31 人²⁷に出頭を求め、27 人が出頭しました。裁判員男性 5 人、女性 1 人と補充裁判員 2 人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

弁護側は起訴内容に争いはありませんでしたが、強盗致傷ではなく窃盗と傷害の罪としました。裁判で争点となったのは適用罪名と量刑です。

・公判のスケジュール

10月5日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

10月6日 第2回公判

10月7日 第3回公判

10月8日 第4回公判

判決：懲役3年、保護観察付き執行猶予5年（求刑懲役5年）⇒確定

・検察・弁護側の主張

弁護側は強い暴行がなかったとして強盗致傷罪を否定しました。検察は求刑で懲役5年を求めました。

・判決

強盗致傷罪を適用しました。「被告の立ち直りに期待する家族の熱意に懸け、今回に限り刑の執行を猶予する」として懲役3年、保護観察付き執行猶予5年を言い渡しました。判決はその後確定となりました。

(3) 裁判後の記者会見

公判中には鋭い質問があった今裁判ですが、青森地裁主催の記者会見には1人も応じませんでした。裁判所側も裁判員経験者に会見の参加を求めているようですが、今回の記者会見で県内2回目の会見参加者ゼロという結果になりました。

○青森市現住建造物等放火事件2（12例目）

自殺しようとして自宅の押し入れに放火しその一部を焼いたとして、現住建造物等放火事件に問われた県内12例目の事件となります。

(1) 裁判員選定手続き

呼び出し状が送られたのは78人、33人²⁸に出頭を求めましたが、姿を現したのは24人となりました。裁判員男性2人、女性4人と補充裁判員2人が選ばれました。

²⁷ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

²⁸ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

(2) 裁判員裁判—公判—

検察・弁護側に起訴内容の争いはなく、争点は量刑のみとなります。

・公判スケジュール

10月13日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

10月14日 第2回公判

10月15日 第3回公判

判決：懲役3年、保護観察付き執行猶予4年（求刑懲役4年）⇒確定

・裁判員の様子

公判の中で、裁判員が涙ぐんで被告人に質問をする場面がありました。判決後に弁護側が述べた感想では、裁判員裁判になることで社会的に弱い立場の被告への配慮が大きくなると感じたそうです。

・検察・弁護側の主張

弁護側は、被告人が更生に前向きなことや家族の支援をあげ、さらに被告人が精神的障害をもっていることから執行猶予の判決を求めました。検察側は周辺への被害の危険があり、以前も自殺未遂があったことから再犯の可能性も高いとして懲役4年を求めました。

・判決

家族や隣家に被害が及ぶ可能性のある危険な行為とし、精神的障害による責任能力への障害や家族の支援などをあげ懲役3年、保護観察付き執行猶予4年を言い渡しました。判決はそのまま確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

男性2人、女性3人が記者会見に出席しました。裁判が進むにつれて心境の変化が起こり、不安な気持ちから被告人のためを考えるようになったと語りました。また、精神障害に対する関心が高まり、裁判員用の専門用語の資料がほしいと要望しました。

○青森市偽造通貨行使事件（13例目）

青森市と盛岡市で偽札を使用し、偽造通貨行使の罪に問われた2人の被告人の裁判員裁判となります。この事件にはもう1人、暴力団組員が関わっていました。

(1) 裁判員選定手続き

呼び出し状を送ったのは83人、選任手続きへの参加を求めたのは42人²⁹、実際に出席したのは36人となります。裁判員男性3人、女性3人と補充裁判員2人が決まりました。

²⁹ 病気や仕事などの理由で辞退した人を除く。

(2) 裁判員裁判—公判—

起訴内容に争いはなく、量刑が争点となります。

・公判のスケジュール

10月22日 選任手続き

10月25日 第1回公判

10月26日 第2回公判

10月27日 第3回公判

判決：懲役4年（求刑同6年）、没収³⁰⇒確定

・検察・弁護側の主張

弁護側は、被告人が反省をしており、社会内での更生の為に執行猶予の判決を求めました。一方、検察側は通貨の信用性を害したとして被告人2人に懲役6年を求刑しました。

・判決

今回の犯罪は、通貨の信用性を害する点で悪質かつ重大であり、準備に手が込んでいて悪質としました。また、模倣犯の抑止のために懲役4年の実刑を言い渡し、確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

裁判員経験者3人と補充裁判員2人が記者会見に参加しました。記者会見で男性裁判員経験者が、被告人2人の意見の食い違いは被告人質問をすることで理解しやすかったと語り、今回は複数の被告人を同時に審理することに障害はなかったといえます。

○青森市強盗殺人等事件（14例目）

青森市で被害者を殺害し、金品を奪ったなどして強盗殺人、住居侵入、詐欺、窃盗罪に問われ併合して審理が行われました。青森県では初めての殺人事件の裁判員裁判となります。

(1) 裁判員選定手続き

手続きへの参加を求められたのは38人³¹で、そのうち30人が出席しました。裁判員男性1人、女性5人と補充裁判員2人が決まりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

事件についての事実関係に争いはなく、強盗殺人が成立するかが争点となります。裁判では被害者参加制度が適用されました。

・公判のスケジュール

³⁰ 付加刑。偽1万円札3枚。

³¹ 病気や仕事を理由に辞退を認めた人を除く。

11月16日 選任手続き
11月17日 第1回公判
11月18日 第2回公判
11月19日 第3回公判
11月22日 第4回公判

判決：無期懲役（求刑無期懲役）⇒確定

・被害者参加制度

青森県の裁判員裁判で初めて、被害者参加制度を利用した遺族が代理人を立てずに意見を述べました。そして被害者の遺族は被告人に極刑を求めました。遺族は、被害者の死に対する思いを語り、涙を見せる裁判員もいました。

・裁判員の様子

検察側が被害者の遺体写真をモニターに映しました。その際、検察官は精神的負担に配慮してあらかじめ内容を説明しました。それでも裁判員にはかなりの衝撃を与えた様子が見られたそうです。また、詳細に説明をされる殺害方法に法廷内は張りつめました。被告人質問では裁判員全員が質問しました。

・検察・弁護側の主張

弁護側は盗んだ金品が少ないことなどから、盗みの意志は殺害後に生じたとして殺人と窃盗の併合罪として有期懲役を主張しました。検察側は金品強奪の為に殺害したとして強盗殺人罪を適用し、無期懲役を主張しました。

・判決

裁判所は殺害時に金品の強奪意志があったとして強盗殺人罪を認め、動機が身勝手として無期懲役を言い渡し確定しました。この判決は青森県の裁判員裁判で最も重いものとなります。

(3) 裁判後の記者会見

記者会見の中で、裁判中に公開された遺体写真について問われ、必要であるが精神的負担になったと語りました。また、殺人事件の審理に関わったことに関して、会見に応じた1人は胃薬を飲むこともあったそうです。男性補充裁判員経験者の中には、最後まで自分が人を裁いているのか疑問が残った人もいました。

○青森市偽造通貨行使事件2（15例目）

青森県裁判員裁判13例目事件の共謀者の裁判員裁判となります。被告人は偽造通貨行使罪に問われました。

(1) 裁判員選定手続き

裁判所が出頭を求めたのは 37 人³²で、当日は 30 人が姿を見せました。手続きの結果、裁判員男性 5 人、女性 1 人と補充裁判員 2 人となりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認め、量刑が争点となります。

・公判スケジュール

11 月 24 日 午前：選任手続き、午後：第 1 回公判

11 月 25 日 第 2 回公判

11 月 26 日 第 3 回公判

判決：懲役 6 年（求刑同 8 年）⇒確定

・検察・弁護側の主張

弁護側は事件の犯行者間に上下関係はなく、それぞれが重要な役割を担っていたことなどから主導者ではないとし、被害弁償がすんでおり暴力団との関係も絶ったことなどから寛大な判決を求めました。検察側は被告人が偽札を要求したことや取り分が最も多かったことなどをあげ、事件の首謀者であることは明白として懲役 8 年を求刑しました。

・判決

判決では、被告人は犯行を行う上で共犯者と比べ重要な役割を担っており、手を汚さずに利益を得ようとしたことを指摘しました。社会に軽視できない影響を与えたとして懲役 6 年を言い渡し、判決はその後確定しました。

(3) 裁判後の記者会見

会見で裁判員経験者の男性は、法廷での材料と裁判長の助言だけで量刑を判断したと話しました。

○十和田市殺人事件（16 例目）

十和田市で被告人は、借金などの問題を起こす父親を殺害し殺人罪に問われました。青森県で 2 例目の殺人事件の裁判員裁判となります。

(1) 裁判員選定手続き

呼び出し状を 91 人に送り、32 人³³に参加を求めましたが、参加したのは 24 人となりました。選ばれた裁判員は男性 2 人と女性 4 人、それと補充裁判員が 2 人となりました。

(2) 裁判員裁判—公判—

被告人は起訴内容を認め、量刑が争点になりました。

³² 病気や仕事などを理由に辞退を認めた人を除く。

³³ 病気や仕事などを理由に辞退を認めた人を除く。

・公判スケジュール

12月3日 選任手続き
12月6日 第1回公判
12月7日 第2回公判
12月8日 第3回公判
12月9日 第4回公判

判決：懲役7年6月（求刑同13年）⇒仙台高等裁判所に控訴

・検察・弁護側の主張

弁護側は、長年の父親をめぐる家族問題を苦しめたのであって動機は短絡的でなく、再犯の可能性もないとして3年以下の懲役で執行猶予を付けるのが相当と主張しました。検察側は被告人が父親の問題の煩わしさから逃れるために、短絡的な動機で殺害し、その方法も冷酷で反省もしていないとして懲役13年を求めました。

・判決

被害者には落ち度はなく、被告人の自分勝手に短絡的な犯行で責任は重大としました。しかし自首しており、被告人の家族が処罰を望んでいないとして懲役7年6月を言い渡しました。判決はその後、仙台高裁に控訴となりました。

(3) 裁判後の記者会見

求刑よりも軽い量刑判断について、記者会見では父親の問題に悩んでいた被告人の心情や家族の意見に対する理解が見られました。そして家族のいろんな思いを酌んで判断することの難しさを語りました。議論は客観的にできたそうです。

○三沢市強盗傷害等事件（17例目）

被告人2人がもう1人と共謀し被害者に暴行を加えるなどして強盗傷害、住居侵入に問われた事件の裁判員裁判です。2人は首謀者とされる暴力団関係者から犯行を請け負いました。

(1) 裁判員選定手続き

裁判所が87人に呼び出し状を送付し、出頭を求めたのは37人³⁴です。当日は36人が姿を見せました。手続きの結果、男性3人、女性3人の裁判員が決まりました。補充裁判員は2人となります。

(2) 裁判員裁判—公判—

量刑が争点となります。

・公判スケジュール

12月13日 午前：選任手続き、午後：第1回公判

³⁴ 病気や仕事などを理由に辞退を認めた人を除く。

12月14日 第2回公判

12月15日 第3回公判

12月16日 第4回公判

判決：懲役8年（求刑同8年）⇒仙台高等裁判所に控訴

・検察・弁護側の主張

弁護側は、首謀者に犯行を直接頼まれて断れない状況にあったとして寛大な判決を求めました。検察側の主張は、金銭目的で実行役を請け負って積極的に犯行に加担したことから、首謀者との関係は従属的でないとして懲役8年を求刑しました。

・判決

判決では暴力団関係者との従属的關係を認めましたが、その責任は重く前科があつて再犯の可能性も高いとして懲役8年を言い渡しました。判決は仙台高裁に控訴となりました。

(3) 裁判後の記者会見

男性2人が会見に応じました。会見によると、13日に暴力団が絡む事件と説明を受けた際に気がかりだったそうですが、裁判が進むにつれて身の危険は感じず先入観を持たないで審理できたと語りました。

○青森県裁判員裁判判決の控訴審

2010年に行われた控訴審は、1例目と7例目、8例目の判決の控訴審となります。1例目の控訴審は1月20日に仙台高裁で開かれ、判決は2月17日の予定でした。しかし弁護側が新たな証拠を提出し、裁判官2人が入れ替わったことから3月10日に判決は延期されました。その日の判決では、1審判決の量刑は重すぎないとして控訴を棄却、青森地裁判決を支持しました。2審判決を不服として上告しましたが、最高裁判所は6月22日付で棄却する決定をして判決は確定しました。

7例目の控訴審は12月16日に判決が言い渡されました。判決では懲役3年と保護観察付き執行猶予5年を言い渡しましたが、これは青森県内裁判員裁判では初めての1審判決破棄となりました。1審後に被告人は追加慰謝料を払い、被害者の目を傷つけたことからアイバンクへの登録もしました。刑事責任は重いとしながらも仙台高裁は、反省していることや被害者側が執行猶予を求めていることから更生の機会を与えることが相当としました。ただ、1審判決は重過ぎないという考えのようです。これに対して裁判員裁判経験者の1人は、1審判決は間違っていないが、その後反省を深めたことがうかがえたので控訴審には納得したと話しました。

8例目の控訴審の判決は12月22日にあり、懲役2年と保護観察付き執行猶予5年を言い渡しました。近隣住民が処罰を求めておらず、母親が被告人を監督する意思を示したことから、仙台高裁は被告人の更生環境が1審判決後に整ったとし、1審判決は適当としました。1審での裁判員経験者の男性は、願っていた方向に向かったとして控訴審判決を受け入れていました。

7・8例目の控訴審に対する識者の見解は、ともにぎりぎり実刑になったことから被告人に有利な状況が増えれば執行猶予がつく可能性は高いこと、市民感覚を反映した1審を不

当としていないので1審の意義を否定していないといったものでした。

4. 考察

選任手続きへの出席義務があったにもかかわらず欠席した人数は、青森県裁判員裁判17例目の時点で95人となります。呼び出し状には選任手続きに出席しないと過料が科せられることを記載していることから、一般市民の中には裁判員制度参加への積極性が著しく欠けている人がいることが分かります。欠席者に対して過料の決定がされていないことは欠席者が増える原因になるかもしれませんが、裁判所側も裁判員制度が始まったばかりのこの時期に一般市民に義務感を植えつけるような罰則の適用は避けたいのかもしれませんが。裁判員経験者が裁判員制度を「いい経験になった」とする記事がありますが、これは裁判員制度に対する市民の受け入れととれる一方、このような記事が大きく、頻繁に取り上げられると、市民の制度への否定的な意見を軽視しやすくなると捉えることもできます。

性犯罪に関する裁判官のみの判決を見てみると、2008年4月以降から2010年3月までに言い渡された判決では強姦致傷は懲役3年から5年、強制わいせつ致傷は懲役3年以下の執行猶予付きの判決が多いという結果となります。県内の強姦致傷が2例、強制わいせつ致傷が1例と、比較するには少ない事例数ですが、厳罰化の傾向にあるといえそうです。この結果に被害者参加制度の影響がどう関わってくるのかは明確ではありませんが、裁判員裁判の記者会見の発言から、なるべく公平な判断をした結果であると思われます。また、裁判員経験者へのアンケートで半数以上の経験者が「疑わしきは被告人の利益に」などの刑事裁判の原則について説明がされていたと答えたからです。裁判員経験者が被害者に同情する一方で、被告人の反省の態度も認める様子が見られたというのも理由として挙げられます。つまり、裁判員がどちらか一方に肩入れしているわけではないようです。東京高等裁判所開催の裁判官意見交換会³⁵では、一般市民は思ったよりも冷静に評議しており、賢いという感想をもったという内容がありました。

東京高等裁判所開催の裁判官意見交換会によると、裁判員が犯罪事実以外である事件の経緯や普段の人物像について質問をしたとあり、青森県内13例目の裁判員裁判では「青森で大きなニュースになっていたことをしっていたか」という質問がありました。また、一部の評議では裁判官による誘導があったそうですが、裁判員制度HPの裁判員経験者へのアンケートでは評議は充実したものであったという意見が大半となっていました。以上から民意の反映は行われている可能性はあるといえそうです。しかし、具体的にどのように判決に結び付いたかは定かではありません。

最後に、2010年10月末までの全国の裁判員裁判の量刑と県内の裁判員裁判の量刑を比較してみると、ほとんどの裁判で極端な違いはありませんでした。青森県内の裁判員裁判の量刑を見てみると、求刑通りの刑が言い渡されたのが4件、そのほかの裁判員裁判の量刑の平均は求刑の7割程度となりました。「求刑の八掛け³⁶」という量刑相場からみても、厳罰化に逆らう流れとなっているといえます。

³⁵ 裁判員制度HPより。

³⁶ 刑事裁判において有罪判決を言い渡す際、その犯罪類型・態様によっておおよその量刑が定まる実務上の慣行。一般的に「求刑の八掛け」と言われる。

おわりに

裁判員裁判が初公判から判決までそう時間がかからないとはいえ、1年たった今でも判決数は多くはないといえます。今回の調査を行っていろいろな問題点が見えてきましたが、それらに対していかに対策や改善がなされ解決していくのかということについては、今後類似の裁判が行われるのを待つところです。

2011年になるとさらに裁判員経験者が増えていくことでしょう。そうした時に裁判員経験者が、裁判員裁判以外の場でどのような活動を広げていくのか気になるところです。裁判員制度が社会に与える影響を見過ごすわけにはいかないでしょう。

日本の裁判員制度はまだ始まったばかりです。歴史の浅いこの制度が、今後どのように発展していき、一般市民の間に浸透していくのか。今後も、長い目でじっくりと見続けていくことが必要だと考えられます。

参考文献・ウェブサイト：

市川正人・酒巻匡・山本和彦『現代の裁判[第5版]』（有斐閣、2008年）

木佐茂夫・宮澤節生・他『テキストブック 現代司法[第5版]』（日本評論社、2009年）

裁判員制度 HP（最高裁判所） <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判所 HP <http://www.courts.go.jp/>

日本新聞協会 HP <http://www.pressnet.or.jp/>

法テラス HP <http://www.houterasu.or.jp/>

法務省 HP（平成18年度版 犯罪白書 6編4章4節） <http://www.moj.go.jp/>

東奥日報（2010年）



2010年の青森県裁判員裁判

裁判 (判決日)	起訴罪名	求刑	判決	出頭率 ³⁷	裁判員の構成 (男,女)	控訴
3 例目 (3/26)	強盗傷害	懲役 7 年	懲役 4 年 6 月	31/35 (88.5%)	4.2	無
4 例目 (4/22)	危険運転致死 傷	懲役 7 年	懲役 5 年 6 月	28/36 (77.7%)	5.1	無
5 例目 (5/20)	現住建造物等 放火未遂	懲役 3 年	懲役 3 年、保護観察 付き執行猶予 5 年	25/27 (92.5%)	4.2	無
6 例目 (6/17)	強制わいせつ 致傷、強姦未遂	懲役 5 年	懲役 3 年 6 月	27/33 (81.8%)	2.4	無
7 例目 (6/24)	強姦傷害	懲役 5 年	懲役 3 年	29/33 (87.8%)	1.5	有 (破棄)
8 例目 (7/15)	現住建造物等 放火	懲役 4 年	懲役 1 年 6 月	30/35 (85.7%)	5.1	有 (破棄)
9 例目 (8/27)	強姦致傷、道路 交通法違反	懲役 6 年	懲役 4 年 6 月	27/34 (79.4%)	4.2	有
10 例目 (9/2)	強姦致傷	懲役 10 年	懲役 10 年	27/32 (84.3%)	2.4	無
11 例目 (10/8)	強盗致傷、公務 執行妨害	懲役 5 年	懲役 3 年、保護観察 付き執行猶予 5 年	27/31 (87.0%)	5.1	無

³⁷ 選任手続きへの出席人数／出席義務者数。カッコ内は小数点第 2 以下を切り捨て。

裁判 (判決日)	起訴罪名	求刑	判決	出頭率 ³⁸	裁判員の構成 (男,女)	控訴
12 例目 (10/15)	現住建造物等放 火	懲役 4 年	懲役 3 年、保護観察 付き執行猶予 4 年	24/33 (72.7%)	2,4	無
13 例目 (10/27)	偽造通貨行使	懲役 6 年	懲役 4 年、没収	36/42 (85.7%)	3,3	無
14 例目 (11/22)	強盗殺人、住居侵 入、詐欺、窃盗	無期懲役	無期懲役	30/38 (78.9%)	1,5	無
15 例目 (11/26)	偽造通貨行使	懲役 8 年	懲役 6 年	30/37 (81.0%)	5,1	無
16 例目 (12/9)	殺人	懲役 13 年	懲役 7 年 6 月	24/32 (75.0%)	2,4	有
17 例目 (12/16)	強盗傷害、住居侵 入	懲役 8 年	懲役 8 年	36/37 (97.2%)	3,3	有

³⁸ 選任手続きへの出席人数／出席義務者数。カッコ内は小数点第 2 以下を切り捨て。

2009年の青森県裁判員裁判

裁判 (判決日)	起訴罪名	求刑	判決	出頭率 ³⁹	裁判員の構成 (男,女)	控訴
1 例目 (9/4)	強盗強姦、住居侵入、窃盗、窃盗未遂	懲役15年	懲役15年	34/39 (87.1%)	5,1	有(棄却)、上 告(棄却)
2 例目 (11/19)	住居侵入、窃盗、強 盗致傷	懲役8年	懲役6年6月	28/34 (82.3%)	4,2	無

³⁹ 選任手続きへの出席人数/出席義務者数。カッコ内は小数点第2以下を切り捨て。